

広島県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

三原市奥野山町四六五の一七、四六五の一〇、四六六の一から四六六の三まで、四六六の六、四六六の八から四六六の一四まで、四六六の一九から四六六の二三まで、木原町六一五、六一六の一、六二二の一、六二二の一、六四六の一、六四七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）